

令和4年生駒市教育委員会

第2回定例会 議案

令和4年2月28日

生駒市教育委員会

令和4年生駒市教育委員会(第2回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
議案第4号	生駒市教育委員会事務局組織規則及び生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について	1
議案第5号	生駒市生涯学習施設条例施行規則及び生駒ふるさとミュージアム条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	10
議案第6号	令和4年度予算編成について	21
議案第7号	令和4年生駒市議会第2回(3月)定例会提出議案の意見について	22
議案第8号	令和4年度第2次生駒市教育大綱アクションプランの策定について	43
議案第1号	令和4年度生駒市学校教育の目標について	44

議案第 4 号

生駒市教育委員会事務局組織規則及び生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 8 日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

生駒市教育委員会事務局組織規則及び生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則

(生駒市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第 1 条 生駒市教育委員会事務局組織規則（平成 2 年 4 月生駒市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表教育こども部の部を次のように改める。

教育こども部	教育総務課	庶務係 学務係
	学校給食センター	給食係
	教育指導課	指導係
	教育政策室	教育政策係
	幼保こども園課	幼稚園係 保育園係
	こども総務課	庶務給付係 学童係
	子育て支援総合センター	こども政策係
	こどもサポートセンター	

第 2 条の表生涯学習部の部生涯学習課の項中「庶務係 生涯学習文化係」を「生涯学習係 文化振興係」に改め、同部スポーツ振興課の項中「スポーツ振興係」を「スポーツ振興係 施設係」に改める。

第8条第1項中「学校給食センター及び」を削る。

第10条第1項中「こどもサポートセンター」を「学校給食センター、こどもサポートセンター」に改め、同条第3項中「学校給食センター及び」を削る。

第10条の2を第10条の3とし、第10条の次に次の1条を加える。

(課内室長)

第10条の2 課の室に室長(以下「課内室長」という。)を置く。

2 課内室長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

別表の1の表を次のように改める。

1 教育こども部

課名	係名	事務分掌
教育総務課	庶務係	(1) 教育長及び教育委員の秘書事務に関すること。 (2) 教育委員会の会議、記録及び運営に関すること。 (3) 教育委員会規則等の制定又は改廃に関すること。 (4) 事務局職員の任免その他人事に関すること。 (5) 証書及び公印の保管及び文書事務に関すること。 (6) 儀式及び賞罰に関すること。 (7) 事務局職員の研修及び福利厚生に関すること。 (8) 関係機関との連絡調整に関すること。 (9) 学校施設の建設計画及び安全対策に関すること。 (10) 学校施設の設備、変更及び廃止に関すること。 (11) 学校の用に供する教育財産の管理及び処分に関すること。 (12) 通学路の安全対策に関すること。 (13) その他学校施設に関すること。 (14) 教育行政に関する相談に関すること。

		<p>ること。</p> <p>(15) 事務局、部及び課の庶務に関すること。</p> <p>(16) 部内の他課の所管に属さないこと。</p>
	学務係	<p>(1) 学齢児童及び生徒の就学及び出席の督励並びに就学の猶予及び免除に関すること。</p> <p>(2) 県費負担教職員の任免その他進退の内申に関すること。</p> <p>(3) 教職員の任免その他人事に関すること。</p> <p>(4) 学級編制に関すること。</p> <p>(5) 教科書の給付に関すること。</p> <p>(6) 学校の管理運営に関すること。</p> <p>(7) 教職員、児童、生徒等の健康管理及び福利厚生に関すること。</p> <p>(8) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</p> <p>(9) 災害救済給付、学校災害賠償補償保険等に関すること。</p> <p>(10) その他学校教育に関すること（教育指導課の所管に属するものを除く。）。</p>
学校給食センター	給食係	<p>(1) 学校給食事業の企画及び運営に関すること。</p> <p>(2) 学校給食センター運営協議会に関すること。</p> <p>(3) 献立の作成及び栄養価計算に関すること。</p> <p>(4) 給食材料の購入計画に関すること。</p> <p>(5) 給食材料の検査及び保管に関すること。</p> <p>(6) 調理の指導に関すること。</p> <p>(7) 学校給食センターの管理運営に関すること。</p> <p>(8) その他学校給食に関すること。</p>
教育指導課	指導係	<p>(1) 学校教育の研究、指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 学校経営の管理、指導及び助言に関すること。</p> <p>(3) 教育課程、学校指導及び生徒指</p>

		<p>導に関すること。</p> <p>(4) 就学指導に関すること。</p> <p>(5) 就学指導委員会に関すること。</p> <p>(6) 青少年相談に関すること。</p> <p>(7) 教育相談に関すること。</p> <p>(8) 学校教育に係る人権教育の推進に関すること。</p> <p>(9) いじめ問題対策連絡協議会に関すること。</p> <p>(10) いじめ防止等対策審議会に関すること。</p> <p>(11) 教科用図書、教具等の選定採決に関すること。</p> <p>(12) 教育研究資料の編集等に関すること。</p> <p>(13) 教職員の研修に関すること。</p> <p>(14) 公立学校職員共済組合に関すること。</p> <p>(15) 放課後こども教室に関すること。</p> <p>(16) その他学校教育指導に関すること。</p> <p>(17) 課の庶務に関すること。</p>
教育政策室	教育政策係	<p>(1) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。</p> <p>(2) 学校教育改革の推進に係る企画、調整及び運営に関すること。</p> <p>(3) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則(平成28年3月生駒市規則第10号)第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。</p> <p>イ 総合教育会議に関すること。</p>
幼保こども園課	幼稚園係	<p>(1) 幼稚園教育の企画及び調査研究に関すること。</p> <p>(2) 園児の入退園事務に関すること。</p> <p>(3) 幼稚園運営に係る支援及び教職員の教育活動に係る指導助言に関すること。</p> <p>(4) 教育課程の編成、実施、進行管</p>

		<p>理等の指導助言に関すること。</p> <p>(5) 幼稚園の用に供する教育財産の維持管理に関すること。</p> <p>(6) 幼稚園施設の営繕、保全及び管理に関すること。</p> <p>(7) 教職員の人事に関すること。</p> <p>(8) 教職員及び園児の健康管理並びに福利厚生に関すること。</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、幼稚園に係る管理運営に関すること。</p> <p>(10) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、私立幼稚園に関すること。</p> <p>(11) 課の庶務に関すること。</p>
	保育園係	<p>(1) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する企画、調査及び連絡調整に関すること。</p> <p>イ 市立の保育所及びこども園の施設の整備に関すること。</p> <p>ウ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育等の利用に係る支給認定に関すること。</p> <p>エ 施設型給付費及び地域型保育給付費に関すること。</p> <p>オ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関すること。</p> <p>カ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育の入退所に関すること。</p> <p>キ 市立の保育所及びこども園の運営に関すること。</p> <p>ク 特定教育・保育施設の保育料の賦課徴収及び収納に関すること。</p> <p>ケ 市立の保育所及びこども園の職員の任免、研修その他人事に関すること。</p> <p>コ 保育所運営委員会に関すること。</p>
こども総務課	庶務給付係	<p>(1) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</p>

		<p>ア 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関すること。</p> <p>イ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関すること。</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関すること。</p> <p>エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による援護、育成及び更生の措置に関すること。</p> <p>オ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による援護、育成及び更生の措置に関すること。</p> <p>(2) 課の庶務に関すること。</p>
	学童係	<p>(1) 放課後児童健全育成事業に関すること。</p> <p>(2) 学童保育運営協議会に関すること。</p>
子育て支援総合センター	こども政策係	<p>(1) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 子ども・子育て支援事業計画に関すること。</p> <p>イ 子ども・子育て会議に関すること。</p> <p>ウ 少子化対策に関すること。</p> <p>エ 子育て支援に関する企画、調査及び連絡調整に関すること。</p> <p>オ 地域子育て支援拠点事業に関すること。</p> <p>カ ファミリー・サポート業務に関すること。</p> <p>キ 子ども家庭総合支援拠点に関すること（こどもサポートセンターの所管に係るものを除く。）。</p> <p>ク その他子育て支援に関すること。</p> <p>ケ 子育て支援総合センターの管理及び運営に関すること。</p>
	こどもサポー	<p>(1) 生駒市教育委員会に対する補助</p>

	トセンター		<p>執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 家庭児童相談室に関すること。</p> <p>イ 養育支援訪問事業に関すること。</p> <p>ウ 要保護児童対策地域協議会に関すること。</p> <p>エ その他児童虐待に関すること。</p> <p>オ 子育て短期支援事業に関すること。</p> <p>カ 子ども家庭総合支援拠点に関すること(子育て支援総合センターの所管に係るものを除く。)</p> <p>キ こどもサポートセンターの管理及び運営に関すること。</p>
--	-------	--	--

別表の2の表生涯学習課の部庶務系の項及び生涯学習文化系の項を次のように改める。

生涯学習係	<p>(1) 生涯学習の基本的な方針に関すること。</p> <p>(2) 社会教育委員に関すること。</p> <p>(3) 生涯学習の推進に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。</p> <p>(4) 社会教育に係る人権教育の推進に関すること。</p> <p>(5) 高齢者教育に関すること。</p> <p>(6) その他生涯学習に関すること。</p> <p>(7) 部及び課の庶務に関すること。</p> <p>(8) 部内の他課の所管に属さないこと。</p>
文化振興係	<p>(1) 芸術及び文化の振興に関すること。</p> <p>(2) 文化芸術団体の活動支援に関すること。</p> <p>(3) 生涯学習推進連絡会に関すること。</p> <p>(4) 文化財及び民俗資料の発掘、</p>

	<p>調査及び保護に関すること。</p> <p>(5) 文化財保護審議会に関すること。</p> <p>(6) 生駒ふるさとミュージアムの管理運営に関すること。</p>
--	---

別表の2の表生涯学習課の部青少年係の項第2号を削り、同項第1号中「指導育成」を「活動支援」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 青少年健全育成に関すること。

別表の2の表生涯学習課の部青少年係の項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 家庭教育に関すること。

別表の2の表図書館の部図書係の項第1号中「(分館)」の次に「及び生駒駅前図書室」を加え、同項に次の1号を加える。

(2) 生駒市図書館の庶務に関すること。

別表の2の表スポーツ振興課の部スポーツ振興係の項第1号中「社会体育」を「スポーツ」に改め、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同項第9号中「社会体育」を「スポーツ」に改め、同号を同項第8号とする。

(9) 課の庶務に関すること。

別表の2の表スポーツ振興課の部に次の1項を加える。

施設係	<p>(1) 社会体育施設の設置及び管理運営に関すること。</p> <p>(2) 生涯学習施設（生駒駅前図書室を除く。）の設置及び管理運営に関すること。</p> <p>(3) 課の庶務に関すること。</p>
-----	---

(生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部改正)

第2条 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号を同条第12号とし、同条第10号の次に次の1号を加える。

(11) 課内室長 生駒市教育委員会事務局組織規則第10条の2第1項に規定する課内室長をいう。

第4条第2項中「又は所管課長補佐」を「、所管課長補佐又は所管課内室長」に、「又は課長補佐不在」を「、課長補佐又は課内室長不在」に改め、「、課長補佐」の次に「、課内室長」を加える。

第9条の2（見出しを含む。）中「こども課長」を「幼保こども園課長」に改める。

第9条の3第1号及び第2号を削り、同条第3号を同条第1号とし、同条第4号を同条第2号とする。

第10条を削り、第11条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（スポーツ振興課長の専決事項）

第11条 スポーツ振興課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 学校体育施設の開放に係る使用許可に関する事。
- (2) 社会体育施設の使用許可に関する事。
- (3) 社会体育施設の休館日、休場日及び使用時間の変更に関する事。
- (4) 生涯学習施設（生駒市コミュニティセンター及び生駒駅前図書室を除く。次号において同じ。）の使用許可に関する事。
- (5) 生涯学習施設の休館日及び使用時間の変更に関する事。

第13条（見出しを含む。）中「課長補佐」の次に「及び課内室長」を加える。

第14条第1項中「又は課長補佐」を「、課長補佐又は課内室長」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 5 号

生駒市生涯学習施設条例施行規則及び生駒ふるさとミュージアム条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 8 日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

生駒市生涯学習施設条例施行規則及び生駒ふるさとミュージアム条例施行規則の一部を改正する規則

(生駒市生涯学習施設条例施行規則の一部改正)

第 1 条 生駒市生涯学習施設条例施行規則（平成 2 4 年 4 月生駒市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 4 号までを次のように改める。

施設使用許可申請書

年 月 日

指定管理者 殿
 （生駒市コミュニティセンターに
 あっては、生駒市教育委員会）

申請者 団体名
 氏名
 （代表者名）
 住所
 電話番号

〔 担当者 氏名
 電話番号 〕

次のとおり使用の許可を申請します。

施設名	
使用目的	
使用日時	
使用人員	
入場料等徴収の有無	
貸出備品	
特記事項	
※ 使用料等の区分	
※ 使用料等	
※ 許可条件	※許可年月日 年 月 日
	※許可番号 第 号
	※減免の有無 有 ・ 無
	※申請番号 第 号
	※領収書番号 第 号

注 ※印の欄は、記入しないでください。

施設使用取消申請書

年 月 日

指定管理者 殿
(生駒市コミュニティセンターに
あつては、生駒市教育委員会)

申請者 団体名
氏名
(代表者名)
住所
電話番号

(担当者 氏名
電話番号)

年 月 日付け 第 号で許可のあった生涯学習施設の使用を取り
消したいので申請します。

施設名	
使用日時	
取消理由	
※既納使用料等	
※還付金額	
備考	

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 施設使用許可書を添付してください。

撮 影 等 許 可 申 請 書

年 月 日

指定管理者 殿

申請者 団 体 名
氏 名
(代表者名)
住 所
電 話 番 号

(担当者 氏 名
電 話 番 号)

次のとおり美術品等の撮影等を行いたいので申請します。

方 法	撮 影 ・ 模 写 ・ 模 造 ・ その他 ()
希 望 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時から 年 月 日 () 午前・午後 時まで
撮 影 等 の 目 的 又 は 用 途	
品 名 及 び 点 数	
備 考	

注 該当事項を○で囲んでください。

美術品等貸出許可申請書

年 月 日

指定管理者 殿

申請者 団 体 名
 氏 名
 （代表者名）
 住 所
 電 話 番 号

〔 担当者 氏 名
 電 話 番 号 〕

次のとおり美術品等の貸出しを受けたいので申請します。

美術品等の品名及び点数	
使用目的	
使用場所	
使用期間	年 月 日（ ）午前・午後 時から 年 月 日（ ）午前・午後 時まで
輸送方法	
備 考	

(生駒ふるさとミュージアム条例施行規則の一部改正)

第2条 生駒ふるさとミュージアム条例施行規則（平成25年10月生駒市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

施設使用許可申請書

年 月 日

指定管理者 殿

申請者 団体名
氏名
(代表者名)
住所
電話番号

(担当者 氏名
電話番号)

次のとおり使用の許可を申請します。

施設名	多目的室	
使用目的		
使用日時		
使用人員		
入場料等徴収の有無		
貸出備品		
特記事項		
※利用料金の区分		
※利用料金		
※許可条件	※許可年月日 年 月 日	
	※許可番号 第 号	
	※減免の有無 有 ・ 無	
	※申請番号 第 号	
	※領収書番号 第 号	

注 ※印の欄は、記入しないでください。

施設使用取消申請書

年 月 日

指定管理者 殿

申請者 団 体 名
氏 名
(代表者名)
住 所
電 話 番 号

(担当者 氏 名
電 話 番 号)

年 月 日付け 第 号で許可のあった施設の使用を取り消したい
ので申請します。

施 設 名	多目的室
使 用 日 時	
取 消 理 由	
※既納利用料金	
※ 還 付 金 額	
備 考	

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 施設使用許可書を添付してください。

撮 影 等 許 可 申 請 書

年 月 日

指定管理者 殿

申請者 団 体 名
 氏 名
 (代表者名)
 住 所
 電 話 番 号

(担当者 氏 名
 電 話 番 号)

次のとおり資料の撮影等を行いたいので申請します。

方 法	撮 影 ・ 模 写 ・ 模 造 ・ その他 ()
希 望 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時から 年 月 日 () 午前・午後 時まで
撮 影 等 の 目 的 又 は 用 途	
品 名 及 び 点 数	
備 考	

注 該当事項を○で囲んでください。

資料貸出許可申請書

年 月 日

指定管理者 殿

申請者 団体名
氏名
(代表者名)
住所
電話番号

(担当者 氏名
電話番号)

次のとおり資料の貸出しを受けたいので申請します。

品名及び点数	
使用目的	
使用場所	
使用期間	年 月 日 () 午前・午後 時から 年 月 日 () 午前・午後 時まで
輸送方法	
備考	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の生駒市生涯学習施設条例施行規則又は改正前の生駒ふるさとミュージアム条例施行規則の様式による申請書は、この規則の様式による申請書とみなし、当分の間、なお使用することができる。

議案第 6 号

令和 4 年度予算編成について

令和 4 年度予算編成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

議案第7号

令和4年生駒市議会第2回（3月）定例会提出議案の意見について

令和4年生駒市議会第2回（3月）定例会提出議案の意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和4年2月28日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

【提出議案】

- ・ 令和3年度生駒市一般会計補正予算（第14回）
- ・ 生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 生駒市体育施設条例の一部を改正する条例
- ・ 生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ・ 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ・ 令和4年度生駒市一般会計補正予算（第1回）（追送分）

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
民生費	児童福祉費	子育て特別給付金支給経費	5,013
教育費	小学校費	小学校情報教育推進事業	4,207
		中学校情報教育推進事業	2,497
	中学校費	中学校施設整備事業	90,561
		保健体育費	体育施設整備事業

2 変更

[単位 千円]

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
教育費	中学校費	中学校施設管理事業	1,650	中学校施設管理事業	4,150

第 3 表 地 方 債 補 正

1 追加

[単位 千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中学校施設整備事業	41,800	証書借入又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

[単位：千円]

目	補正前の額	補正額	計	節分		説	明
				区	金額		
2 民生費国庫補助金	3,710,059	1,200	3,711,259	2 児童福祉費補助金	1,200	保育士等処遇改善臨時特例交付金	
6 教育費国庫補助金	11,670	24,899	36,569	2 小学校費補助金	2,101	公立学校情報機器整備費補助金	
				3 中学校費補助金	22,195	公立学校情報機器整備費補助金 大規模改修事業補助金	1,248 20,947
				4 幼稚園費補助金	600	保育士等処遇改善臨時特例交付金	

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特定財源		その他			
				国県支基金	地方債				
3 保育所費	989,582	1,200	990,782	1,838 (国補)		△638	660	パートタイム会計年度任用職員	
				1,838 (国補)			500	フルタイム会計年度任用職員	
計	9,258,263	1,200	9,259,463	5,306		△4,106	40	職員手当等	

[単位: 千円]

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特定財源		その他			
				国県支基金	地方債				
1 学校管理費	278,138	4,207	282,345	2,104 (国補)		2,103	1,151	消耗品費	
				2,104			3,056	情報教育用備品	
計	384,026	4,207	388,233	2,104		2,103			

[単位: 千円]

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特定財源		その他			
				国県支基金	地方債				
1 学校管理費	182,416	2,497	184,913	1,248 (国補)		1,249	469	消耗品費	
				1,248			2,038	情報教育用備品	

[単位: 千円]

3 中学校施設整備費	0	86,561	86,561	20,947 (国補) 20,947	41,800		23,814	12 委託料 14 工事請負費	1,961 84,600	設計等委託料 学校施設整備工事
計	260,062	89,058	349,120	22,195	41,800		25,063			

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明	
				特 別 財 源	所 属 財 源	其 他				
										国県支出金
1 幼稚園費	805,827	600	806,427	600 (国補) 600			1 報酬 2 給料 3 職員手当等	273 309 18	パートタイム会計年度任用職員 フルタイム会計年度任用職員	
計	805,827	600	806,427	600						

[単位:千円]



議案第 16 号

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年3月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月生駒
市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第21条中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和4年2月分及び3月分の給与の特例）

- 4 保育所又は幼稚園で勤務している、令和4年2月分及び3月分のフルタイム
会計年度任用職員の給料月額及びパートタイム会計年度任用職員の報酬の基準
月額は、第3条、第3条の3及び第15条第1項の規定にかかわらず、これら
の規定により定められる額に100分の103を乗じて得た額とする。

別表第4一般行政職の部保育園調理員の項及び保育園用務員の項中「1級5号
給から1級17号給まで」を「1級6号給から1級18号給まで」に改め、同表
福祉・医療職の部保育補助員の項中「1級8号給から1級16号給まで」を「1
級9号給から1級19号給まで」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第21条の改正規定及び附則に1項を加える改正規定 公布の日
 - (2) 別表第4一般行政職の部保育園調理員の項及び保育園用務員の項の改正規定並びに同表福祉・医療職の部保育補助員の項の改正規定 令和4年4月1日
- 2 改正後の附則第4項の規定は、令和4年2月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合には、改正前の生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与は、改正後の条例の規定による会計年度任用職員の給与の内払とみなす。



議案第 19 号

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例

生駒市体育施設条例（平成元年 1 2 月生駒市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 4 号中「6 歳未満の者で、2 0 歳以上の引率者のいない」を「小学校第 2 学年以下の者で、成年者の引率がない」に改める。

別表第 3 の 1 の表備考第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 平群町内に住所を有する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの（指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。）及びその介護を行う者（生駒市井出山体育館又はむかいやま公園体育館を使用する場合に限る。）

別表第 3 の 1 の表備考第 4 項第 1 号中「前項」を「前項第 1 号から第 4 号まで」に改める。

別表第 3 の 3 の表備考中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

- 6 平群町内に住所を有する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの（指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。）及びその介護を行う者がむかいやま公園グラウンド又は生駒市井出山グラウンドを使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の 2 分の

1に相当する額とする。

別表第3の4の表備考中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 平群町内に住所を有する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの（指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。）及びその介護を行う者が生駒市浄化センターテニスコート又はむかいやま公園テニスコートを使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第4号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。



議案第 20 号

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6
年 1 2 月生駒市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 事業所内保育事業（第 4 2 条－第 4 8 条）」を 「第 5 章 事
第 6 章 雑

業所内保育事業（第 4 2 条－第 4 8 条）
に改める。
則（第 4 9 条） 」

第 6 条第 1 項中「第 3 号」を「以下この条」に改め、同項第 3 号中「この号」
の次に「及び第 4 項第 1 号」を加える。

第 5 章の次に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

（電磁的記録）

第 4 9 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類す
るもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、
正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる
情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行う

ことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 21 号

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例（平成 26 年 12 月生駒市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 52 条
）」を
「 第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 52 条）
第 4 章 雑則（第 53 条）

に改める。

」

第 5 条第 2 項から第 6 項までを削る。

第 38 条第 2 項を削る。

第 42 条第 1 項第 3 号中「この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、同条
第 4 項第 1 号中「第 24 条第 3 項」の次に「(同法附則第 73 条第 1 項の規定によ
り読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

第 3 章の次に次の 1 章を加える。

第 4 章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

- ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに

記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合には、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載

事項」という。)」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
6 教育使用料	14,157	△ 918	13,239	4 社会教育使用料	△ 918	コミュニケーションセンター使用料	
計	369,151	△ 918	368,233				

[単位 千円]

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 総務費国庫補助金	64,039	220,829	284,868	1 総務管理費補助金	220,829	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
2 民生費国庫補助金	426,575	22,489	449,064	2 児童福祉費補助金	22,489	放課後児童健全育成事業補助金 保育所等整備交付金 保育対策総合支援事業費補助金 子ども・子育て支援交付金	750 8,150 9,156 4,433
5 教育費国庫補助金	22,155	2,000	24,155	4 幼稚園費補助金	2,000	教育支援体制整備事業費補助金	
計	1,126,455	245,318	1,371,773				

[単位 千円]

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 民生費県補助金	629,085	8,439	637,524	2 児童福祉費補助金	8,439	子ども・子育て支援交付金 保育対策総合支援事業補助金 放課後児童健全育成事業補助金	4,433 3,256 750

[単位 千円]

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	分	
計	739,031	8,439	747,470			明

歳 出

(減) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

[単位: 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の対比			内訳	区分	金額	説 明
				財源						
				特定	地方債	その他				
1 児童福祉総費	2,801,976	45,093	2,847,069	45,093 (国補)			18 負担金往助及び交付金	45,093	私立体育所運営補助金 32,868 私立体育所等施設整備費補助金 12,225	
3 保育所費	993,028	2,000	995,028	2,000 (国補)			10 需用費	1,600	消耗品費	
							17 備品購入費	400	保育所用備品	
6 学童保育費	280,562	2,250	282,812	2,250 (国補)			14 工事請負費	1,500	施設整備工事	
							17 備品購入費	750	施設用備品	
計	6,742,742	49,343	6,792,085	49,343						

(減) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

[単位: 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の対比			内訳	区分	金額	説 明
				財源						
				特定	地方債	その他				
2 心の教育活動事業費	28,922	9,340	38,262	1,684 (国補)		4,730 (繰入) 4,730	2,926	2,291	パートタイム会計年度任用職員	
								3,262	フルタイム会計年度任用職員	
								1,442	職員手当等	

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					国県支出金	地方債			
						7 報償費	1,130	謝礼 スクールカウンセラー等謝礼	
						8 旅費	149	普通旅費 費用弁償	
						13 使用料及び賃 借料	66	情報システム使用料	
						17 備品購入費	1,000	学校用備品	
計	408,273	9,340	417,613	1,684	4,730		2,926		

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					国県支出金	地方債			
1 学校管理費	299,976	1,016	300,992	761 (国補)		10 需用費	1,016	消耗品費	
				761 (繰入)					
3 小学校施設整 備費	20,000	3,800	23,800	2,847 (国補)		14 工事請負費	3,800	学校施設整備工事	
				2,847 (繰入)					
計	399,890	4,816	404,706	3,608	747		461		

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					国県支出金	地方債			
1 学校管理費	195,361	1,217	196,578	912 (国補)		10 需用費	1,217	消耗品費	
				912 (繰入)					

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 拠 金	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					国庫支出金	地方債			
計	307,242	1,217	308,459	912		188	117		
(款) 8 教育費									
(項) 4 幼稚園費									
1 幼稚園費	823,964	4,000	827,964	4,000 (国補) 4,000			10 需用費	4,000	消耗品費
計	888,664	4,000	892,664	4,000					

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 拠 金	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					国庫支出金	地方債			
計	307,242	1,217	308,459	912		188	117		
(款) 8 教育費									
(項) 5 社会教育費									
2 生涯学習施設費	398,766	21,891	420,657	17,090 (国補) 17,090		△918 (使) △ 918	5,719	256	消耗品費
								17,645	維持管理業務委託料
								2,500	生涯学習施設整備工事
								1,490	生涯学習施設用備品
3 図書館費	318,080	5,299	323,379	3,141 (国補) 3,141		1,106 (繰入) 1,106	1,052	594	消耗品費
								1,507	図書館システム等業務委託料
								3,000	書誌データベース使用料
								198	図書館用備品
6 文化振興費	14,357	1,249	15,606	936			313	110	印刷製本費

[単位 千円]

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一般財源			
				936			12 委託料	881	行事開催等委託料
							13 使用料及び賃借料	258	施設使用料
計	918,839	28,439	947,278	21,167	188	7,084			

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一般財源			
1 保健体育総務費	103,148	357	103,505	169 (国補) 169	132 (繰入) 132	56	13 使用料及び賃借料	357	機材借上料
2 体育施設費	326,159	9,973	336,132	7,472 (国補) 7,472		2,501	10 需用費	1,012	消耗品費
							12 委託料	7,349	各体育施設管理運営委託料
							17 備品購入費	1,612	各体育施設用備品
計	1,842,457	10,330	1,852,787	7,641	132	2,557			

議案第 8 号

令和 4 年度第 2 次生駒市教育大綱アクションプランの策定について

令和 4 年度第 2 次生駒市教育大綱アクションプランの策定について、別冊の
おり提出する。

令和 4 年 2 月 2 8 日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

議案第 1 号

令和 4 年度生駒市学校教育の目標について

令和 4 年度生駒市学校教育の目標について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 6 0 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 3 条の規定により、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 2 8 日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

